

第三十四回
国会

参議院商工委員会會議録第二十三号

昭和三十五年四月十九日(火曜日)午後
二時八分開会

出席者は左の通り。

委員長 山本 利壽君
理事 川上 為治君
古池 信三君
栗山 良夫君
牛田 寛君

委員

井川 伊平君
岸田 幸雄君
斎藤 昇君
鈴木 万平君
阿部 竹松君
近藤 信一君
橋 繁夫君
島 清君
加藤 正人君
伊平君

衆議院議員

池田 勇人君

國務大臣

通商産業大臣 内田 常雄君

通商産業省 政務次官 福井 政男君

通商産業省 鉱山局長 堀詰 誠明君

通商産業省 石炭局長 小山 雄二君

中小企業庁長官 小田 橋貞壽君

事務局側

常任委員 小田 橋貞壽君

会専門員 小田 橋貞壽君

説明員

通商産業省公益 事業局供給課長 瀬川 正男君

本日の會議に付した案件
○商工会の組織等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○中小企業業種別振興臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本利壽君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は商工会の組織等に関する法律案について補足説明及び衆議院における修正部分に関する説明を聞き、次に、中小企業業種別振興臨時措置法案、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の二案について審議を行ないます。

まず、商工会の組織等に関する法律案を議題といたします。事務局より内容について説明を聴取いたします。

○政府委員(小山雄二君) 商工会の組織等に関する法律案につきまして補足説明を申し上げます。

まず、法律の目的でございますが、この法律のねらいとするところは、市部においてはすでに商工業の総合的改善発達をはかるための組織として商工会議所の制度があるのに対して、町村等の郡部におきましては、このような制度がないために、主として町村における商工業の総合的改善発達をはかるための組織として商工会を設立することとし、その事業、会員、設立手続、

管理、監督等について定めまことに、その商工会及びすでにでき上がつておる商工会議所が行ないます小規模事業者のための事業活動を促進するための措置、すなわちこれに対する国の助成を行なうことの二つにあるわけでありま。

第二章に商工会の組織に関して定めた規定がございますが、まず、商工会はその地区内における商工業の総合的な改善発達をはかることを目的とする団体と規定してあります。これは商工会の目的を現在すでに任意に存在している商工会の実体と合わせたものであります。その意味においては商工会議所のごとく、社会一般の福祉を目的としたものではありませんが、主として市部における商工会議所に対応する郡部の商工業者一般の相互的な地域団体といえるのであります。

次に第三章は、本法案のもう一つの主要な内容をなす助成の規定であります。第五十六条に、都道府県が、商工会または商工会議所の行ないます小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の実施に要する経費について補助する場合に、国は政令で定めるところにより、その都道府県に對して、その補助経費の一部を補助することができると規定してあります。

補助の対象は、郡部についてはこの法律によつて設立される商工会が、または市部においては商工会議所が、それぞれ実施する小規模事業者の経営

技術の改善発達のための事業に必要な経費であります。また補助金交付の方法は、他の中小企業関係の補助金の例に見られるところであり、都道府県に補助した場合にその経費の一部を国が補助するという間接補助の建前をとつてあります。

以下主要な点につきまして簡単に申し上げます。

商工会の地区であります。先に申し上げましたごとく、商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達をはかることを目的とする団体として性格をきめました関係上、商工会議所と同じく地域団体とする旨を規定してあるのであります。そうして市には原則として商工会議所が設立され、その郡部の地区は、原則として一つの町村を区域としてるのであります。ただ市にあっては、商工会議所がまだ設立されるに至っていないものもあり、また一つの町村だけでは商工会を作りにくく、隣接の町村と合わせて商工会を作った方が実情に即する場合があります。一つの市または隣接の二つ以上の市町村の区域を地区とすることができるとなつております。また同条第二項では、地区重複禁止の規定を設けてありますが、商工会は、商工会議所と同じく地域団体でありますので、商工会同士または商工会と商工会議所の地区は重複してはならない旨を規定してあります。これは商工会の性格を、商工会議所と同

じように、地域の商工業の総合的な改善発達をはかる団体であると規定する以上は、制度的には重複させるということとは適当でないからであります。

次に事業でございますが、事業は、五号にわたつて商工会の行なう典型的な事業を列挙しておりますが、その事業の中で、最も重要な事業は、一号の商工業の相談または指導に関する業務であります。

次は、商工会の会員の資格に関する点でございますが、先ほども申し上げましたように、商工会は小規模事業者のみの組織ではないので、地区内のすべての商工業者が会員になり得ることにしてあります。ただ明らかに地区に居住する商工業者でないといふので、本来では、原則として商工会議所と同じく引き続き六カ月以上その土地に営業所、工場等を有する商工業者であることを会員の資格要件としていたのであります。

次に、一般の同種の法案と多少異なつております。役員として、役員一人、副会長二人以内、理事十人以上及び監事二人以内と数を定めてありますが、役員になり得る資格の問題として、会長と役員のうち三分の二以上は会員から選出しなければならないということ規定しております。従つてその反対解釈として定数の三分の一以下の役員は会員以外から選出することになるものでありますが、これは商工会に、その会員の主要部分が規模

諸事項の実施を指導するような場合には、関係方面も多方面にわたりますので、もちろん地方長官を初めとして特殊の中小企業関係の団体等を利用してやりますが、法律にきめておきます報告徴収とか、報告とか、そういう種類のことは主務大臣が直接審議会の意見を聞いて直接やって参るという考え方でおります。

○川上為治君 今の点をもう一ぺんお聞きしたいのですが、大臣が「その指定業種についての中小企業者なりあるはその関係業者に対して報告したり、あるいはまた調査をするというよりなことは非常に複雑になつてくるのじゃないか」と思ふのですが、そういう業者に対しての個々の報告なり指導については、やはり地方庁を使つた方が非常に実態に沿つておるのじゃないかと思ふのですが、地方庁をどういうような格好にして使うことになりませんか。報告の場合には全然地方庁を通らないということになりまして、主務大臣が直接その業者に対して報告をするというふうな運営のやり方になるわけですか。その点をもう一ぺんお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小山雄二君) 従来企業診断といふものをやっております。これは個別企業の診断——いろいろ、まとまつた診断、産地診断等もござりますが、主として個別の企業内で診断をやつておるわけでございます。こういうことになりましたと、それぞれ、一つ一つの数多い中小企業が相手でありましても、今回の場合は、業種別に問題点を発見して、そこに手を打つていくという考え方であります。この報告あるいは報告を取るとい

うようなことも、一般的にこういふことについてはどうやつてもいいという報告をする、報告も一般的にそういう業種の中小企業に対してこういう点について報告を取るといふ形が大部分だろつと思ひます。従つて、そういう全措置は主務大臣がやる。その実施その他の面で地方長官、地方庁等に応援してもらうというところはあつて、ありますけれども、そういう報告なり報告徴収等の点の発動のもつというものは主務大臣で十分やつていけるのではないかと、こう考へております。

○川上為治君 そうしますと、この報告にしましても、調査にしましても、個々のものをとらえて、その個々に対してやるというよりなことも、むしろその業界一般的にやるといふことになるわけですね。だからやはりこれは中央でその業界全体をなめておる所管大臣の方から報告なりあるいは調査なり指導をした方がいいということですね。

○政府委員(小山雄二君) たとえば調査の場合にも、まあ既存のいろいろな診断あるいは実態調査等で手に入れている資料等相当ありますけれども、それで足りない面を調査する、ところがたとえはある産地のところはわかつていふけれども、ほかのところはわからぬというふうな差はあると思ひますけれども、大体のところは一般的に、たとえば元請、下請関係を調査する、実態をもうちょっとつかみたいというふうなときは、ある幾つかの元請に対するその関係の下請といふものは結局なるべく広く調べたいと思ひますけれども、調べる事柄は大体わかつてくるというふうなところかと思ひます。それ

でそういう報告をとるといふことにきめました場合には、その実施につきましては、先ほど申しましたように地方庁等に十分手伝つてもらひます。その報告をこういふ形でとるといふこと自体は一般的なことで、主務大臣で十分やつていけると思ひます。

○川上為治君 一応その点は承知いたしました。この報告にしましても、報告義務と違つて、報告をしましても、それが報告のやりつぱなしというよりなふうになりやしないだろうかといふふうな心配を私は持つのですが、これに対しては別に報告して、それを聞かない場合はどうするといふようなことは、何にもございませぬし、また今までの法律などによりまして、たとえば中小企業団体組織法の中にも、やはり報告関係のそういうような条文があるのですが、どうもこれはあまり強くない法律じやないかと思ふのですが、はたしてこれで十分その業界の指導なりあるいはその改善といふことがうまくいくものでしょうか、その点も非常に心配しておりますが、ここを一つ。

○政府委員(小山雄二君) 企業対策でありますとともに、企業間の競争関係あるいは取引関係といふものが非常に複雑でありまして、これに法律的な、画一的といひますか、規制を加へるといふことは非常に事柄の性質上むづかしいと思ひます。強制的な規制といふものは現在の段階ではなかなか事柄が事柄だけにむづかしいと考へております。また逆にお尋ねの報告の効果がある上からいへば、いかにいふことでも、法律的にはまさに報告をやりましても聞かなければそれっきりといふこととございしますが、先ほど申しました

ように、審議会を設けまして衆知を集めて適切な対策を立てていただいて、それを背景として報告を出すわけでありまして、私どもとしては、そういう背景で事柄が進められるという意味において、社会効果といひますか、そういうものは相当な期待を持っていじんじやないか、みんな集まつてきめたことに基づいて報告されたといふことで、公表等のこともありますし、そういう意味の効果は相当ありはしないかと考へております。

○川上為治君 この報告の条文を見ますと、これは第三条の各号の中で第五号の競争の正常化に関する事項、それから第六号の取引関係の改善に関する事項、これにまあ一応限定されておるのですが、こゝに五、六号、これについてはたとえば独占禁止法がありまして、あるいは六号については下請代金の遅払い、遅延防止法とか、中小企業団体組織法とか、そういうようなものがあるのですから、その法律をフルに活用しましたならば、何もこの条文を置かなくてもできるのじゃないかといふような気がいたすのですが、それはどうしてこの第四号をどうしても置かなければならぬという理由はどういう点にあるのでしょうか。

○政府委員(小山雄二君) 報告を五号、六号、競争の正常化の問題と取引関係の改善の問題に限りまして、一、四号及び七号の問題は、大体個々の中小企業者の内部の問題といひます。か、いずれも改善の事項がきまりましたときには、まずもつて個々の中小企

業者の方で努力すべき問題だ、行政官庁としてはそれを指導とかあるいは資金的な援助といふことで助けたいといふ性質の事柄であります。これに反しまして五号、六号の問題は、いわば中小企業者の環境整備問題といひます。個々の中小企業者の努力だけではだめで、大企業の問題あるいは取引関係者の問題、そういう協力がなければ実効が上らないという問題でありまして、この二つに限つて報告を置いたわけでありまして。また今御指摘のようになつて、たとえば下請関係については下請代金の遅延防止法もございまして、団体組織法あるいは協同組合等の組合規約の問題等もございまして。それらの面でそれを利用していくといふことで問題が解決される面も相当多いかと思ひますが、従来何をされておりました、たとえば元請、下請関係等にはそういう団体規約等やつていくといふような踏み切りがまずつかない、なかなかいろいろな利害関係等それができないといふ、そのために必ずしも既存の制度が十分利用できてない、活用できてない面が非常に多いわけです。従つてそういうことをもしそれが必要だとすれば、この審議会がそういう結論が出来ますれば、まずそのきつかけを作つてやるということが非常に大事なことにやないか、そのきつかけに応じて既存の法律制度が活用される分はこの法律制度を活用していく、こゝういふことになつてと思ひます。

○川上為治君 私は第三条の第五号とか、第六号とか、こゝういふものについてはいまもつとやはり強力な規定を作る方がいんじやないか、この競争の正常化の問題にしましても、取引関係の

改善の問題にしましても、関係業界との調整という点もございまして、これはいろいろ問題がありまして、なかなか勧告の程度ではたしてうまく調整ができるかどうか非常に疑問な点もございまして、むしろこういう点についてはもっと強い条文にした方がいいんじゃないかという気がいたします。それから前の、たとえば第一号、第二号、こういうようなものにつきましては、公表ということになっておるのですが、むしろこういうものについてやはり勧告というよりな程度までやった方がいいんじゃないか、この法律全体を通じて少し弱いのではないかと、もう少し強くやったら方が中小企業の振興対策にもなるし、同時にまた他の関係業界との調整もうまくいくのではないかと気がするのですが、その点についてはどういうふうなふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(小山雄二君) 先ほど来申し上げましたように強さの程度でありまして、要するに一つの企業対策でありまして、その企業のあり方というよりなことについて、法律で規制すること、あるいは直接規制しないまでも、主務大臣の、たとえば裁定というよりなやり方で一つの型にはめてしまうというふうなことは、事柄の性質上非常にむずかしい、あるいはいろいろこういう対策を施行していきまううちに、何が企業のあり方として、国民経済的に合理的かというふうな形で、形がうまくつかめていければ、それをもとにしてもうちょっと強い法律規制ということもあるいは考え得るかと思ひますが、まずもって衆知を集めて、企業のあり方というもののについての問題点を

発見して、見当を見つけていくというよりなことが大事じゃないかというところで、形の上では必ずしも十分でない、少し弱いというよりな感じを持たれるかも知れませんが、まずこの辺からいくのが企業対策としては妥当な行き方じゃないかという一応考えたわけでありまして、

○川上為治君 これは関係業界との調整の問題とか、あるいは企業の経営改善のために勧告なんかやるというよりなことになるかというところ、場合によりましては、損失補償の問題とか、そういうような問題が起きますので、まあ最初はこのくらい程度にしておいて、だんだんこういうことをやっておる間に、いろいろ問題も出てきましようから、そういう場合においては、法律を改正して、そして強くやらなくちゃならぬような場合においては、そういう条文の改正をするというふうなことです。

○政府委員(小山雄二君) 考え方としてはそういうことであります。

○川上為治君 私は先ほど申し上げましたように、もっと強くやるのが現在の中小企業対策としては妥当ではないかと思ひますけれども、そういうことで最初は始めるんだということでございますれば、一応了承いたします。

○近藤信一君 中小企業庁が発足してから、もうすでに十年以上になるわけですが、この十年以上も経過した今日、やうと中小企業の業種別の実態を調査して、それからその実態に即した振興方策を立てようというのには、きわめて私はゆうちやうなことではないかと、こういうふうに思ひますので、

ども、従来業種別振興策として、一体中小企業庁はどのような対策を講じてこられたのか、またその必要性を認めずに、何らの業種別対策というものを今日まで講じていなかったのか、この点お尋ねしたいと思ひますが。

○政府委員(小山雄二君) 従来、業種別対策をいたしましては、業種別な診断というものをある程度やって参つております。診断は初め個別企業から始まりまして、産地診断とかだんだん進みまして、業種別診断というものが現在まで七業種ほど続けてやっております。ただこの診断制度は申し出によって、申請によって診断する、診断してあげるといふような形になっておりまして、なかなかそういう面、並びに予算の面で、多くできなかった。それ以外の組織化の問題にしまして、金融の問題にしまして、あるいは経営技術改善指導の問題にいたしまして、従来の中小企業対策はとく中小企業を十把一からげに見ておるといふ傾きが、たしか御指摘の通り、そういう傾向でありまして、実はこの業種別の問題並びに規模別の問題につきましては、これは御指摘のように、いろいろな点であるいはおしかりを受けるかも知れませんが、中小企業の実態というもののつかみ方というものが必ずしも十分でなかった。三十一年度、三十二年にわたって、約七千万円くらい金を使ひまして、調査員も八千人くらいの調査員を委嘱しまして、中小企業の基本総合調査というものをやりました。それが昨年の三月にでき上りましたわけでありまして、これは製造業でありまして、それに引き続きまして、商業が昨年から今年第二段階に

入ったわけでありまして。そういう実態の把握がおくれたということが一つの原因でありまして、その実態の把握がある程度できました反省といひますか、これに規模別、業種別のいろいろな意味の格差というものが相当はつきりつかめてきたということで、御指摘のように、ややそれがある程度わかっています、少しあわてきみになったという点でございますけれども、問題は、実態把握が非常に複雑多岐にわたる中小企業でありますので、ちよっとおくれたという点はいないませんが、従来の業種別対策は、今申しましたような業種別の診断をいうこと以外に、そのものずばりの業種別対策は従来はほとんどなかったということが言えるかと思ひます。

○近藤信一君 私は通産省で、中小企業庁では中小企業の重要性ということに常に言っておられるわけなんです。しかしそれが今まではただ業種別な診断というのをやってきた、それも中小企業庁から積極的にやったわけではない、それは申し出によってやったわけだ、こういうことで私はいまさら業種別の実態を調査して、それからやらなければならぬというところに、中小企業庁としても、中小企業の業種に対する困難性というものがあつたのではないかと思ひます。今後この業種別についてこの実態調査が進むにつれて、どういふふうなところに重点を置いていくか、こういうふうな点、どういふふうな点を考えておられますか。

○政府委員(小山雄二君) 先ほど申しました製造業につきましては、基本調査ということで、ある程度業種別な実態、何といひますか、静的な実態といひます。最近のいろいろの情勢に基づく、何といひますか、動的な実態といひますものをなおこの上つかみまして、それに応じて業種別にどっちの方向にどういふ点を改善しながら進んでいってほしいのではないかと、こういうようなことを方向づけてやることがこの法案のねらいなわけでありまして。そういうものも関係者の各方面の意見を聞き、あるいは第三者の意見も取り入れて、適切な対策を立てて推進して参りたいと考えております。

○近藤信一君 業種別の実態を調査していくにつれて、だんだんとはつきりしていくと思ひますが、中小企業には業種が非常に多い、これはもう長官も御存じの通りだと思ひます。この中小企業業種別振興臨時措置法案によりまして、五カ年間でどれくらいの業種を指定業種としてあなたの方は選定されるお考えでありますか。

○政府委員(小山雄二君) 今年度の予算の積算の基礎をいたしましては、実態調査費等が取れておりますが、その基礎をいたしましては三十五年度は十五業種を選定しようというところに予算の積算基礎はなっております。私どもとしてはなるべくこの業種の数も広くして、急ぐものからなるべくたくさんさんのものを取り上げていきたいと考えております。今年度踏み出して参ります、そのあとの成り行き等も大蔵当局等に十分説明しまして、来年度、再来年度はこれを相当程度ふやして参りたいと思ひております。五カ年間で何業種ぐらいになるかまだ見当はついておりませんが、十五業種といふことでは、われわれは少ないと考えております。

今後業種につきましてはふやす努力をいたして参るつもりであります。

○近藤信一君 今年度さしたたて今長官が説明されたように十五業種ですか、十五業種と、そういうことになるわけですが、とすると、これは毎年十五業種ぐらいを指定していられるのか、それとも来年はもっと多く指定していく予定であるのか、五カ年後には一体どれぐらいの業種、まあ全体的な業種は相当多いとは思いますが、その五カ年間における初年度十五業種、来年度はどうという、そういう見通しはいかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 三十五年度も実は予算の要求としてはもっとたくさん出したのでありますが、結局積算的には十五業種ということになっております。ただ業種の数が響きますのは、いろいろな人手の関係もありますけれども、主として実態調査等に要する経費であります。経費によって業種がしぼられてくるおそれがあるわけでありまして、われわれとしては相当調査が従来の既存の資料で間に合うものもありまして、できれば来年度も、三十五年度ももう少しとたくさんふやしたいと考えています。のみならず予算の積算基礎等の考え方といたしまして、来年度はもっととたくさんふやして参りたい。これには初年度ある程度やうなことがなかって、大蔵省あたりにもその趣旨を十分認めてもらってということと相俟って、この業種はほとんどふやして参りたいと思っております。

○近藤信一君 大臣も来ておられまして、次の法案の関係もありますので、私、留保しまして次回の委員会の質問に譲ります。

○委員(山本利壽君) 本案に関する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(山本利壽君) 次に、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○栗山良夫君 ただいま案件になっております重油ボイラーの設置制限に関する法案であります。この法案の規定しておりますことは、きわめて簡単なことであります。よくわか

るわけでありまして、問題はこういう法律案を必要とする背景と申します。石炭業の実態についてはきわめて重要なものがあると思っております。もちろん政府内部におかれましては、そういう認識がございまして、政府はそれに対する対策を立てて別に石炭合理化臨時措置法案が出ておりますから、いづれその法案を審議いたしますときに詳細にわたって政府の企図しておられるところを伺いたいと私は考えております。ただこの際、三本件に関連して何っておきたいことは、これほどまでにエネルギーの問題が深刻になっておりました。固体エネルギー、流体エネルギーを合わせて、その調整というものをどうするかということについて、非常に大きな問題になっておられます。けさの新聞の報道するところによりまして、アラビア石油は一号井から四キロも離れた所に二号井を掘り当てて、しかも一号井よりも

な有力なる井戸が見つかった、まれに見る雄大な産油脈である、従ってこのまま順調に十数本の井戸が開発される、と云うと、アラビア石油だけで年に百億の利益をあげることができ、こういふふうな新聞報道すらなされておるのであります。従いましてこのふえていくエネルギーの増量に対して、国内産の石炭なり石油あるいは天然ガス、さらに輸入に依存する重油、石油さらには原子力、こういうようなものを年次別にどういう割合に国としてエネルギー計画を立てるかということは、非常に重要なことだと私は思いますが、昨年から約束がございまして、政府も作業を続けておいでになると思っております。一体どこまで押し迫ったエネルギー問題について、国会でわれわれが政府の計画というものを土台にして審議をなし得るのは一体いつのことであるか、いつそういう計画というものを御発表になるのか、これだけではぜひ何っておきたいと思っております。いかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) エネルギー問題につきましては、もうすでに御承知と思いますが、経済企画庁におきましては、進捗状況につきましては十分承知いたしております。大体七、八月ごろにはでき上がるのじゃないかと思っております。御承知の通り、経済の伸びとこれは関連するものでございまして、なかなか経済の伸びの測定というものは、世界の情勢にも左右されますし、また国内情勢によってもいろいろ変わってくるものでありますので、なかなか見通しを立てにくいのでござい

ますが、いずれにいたしましても、二、三カ月うちにはでき上がると考えております。

○栗山良夫君 そういたしますと、われわれがただいま予定を、またある程度希望を持っておきます石炭鉱業の合理化臨時措置法案の審議をいたしますときには、要するにこの国会でこそ、きり下げての審議というものは不可能だ、こういうことになりませんか。

○国務大臣(池田勇人君) 石炭合理化法案の御審議中にはでき上がらないと思っております。しかし私はエネルギー問題、またその年次計画いかにかわる政府の既定方針通りいくべきであるところを確信しております。石炭問題はエネルギー問題の中心ではございまして、私は計画を持ってあれを審議するよりも、まずあれが第一だという考えでやっております。

○栗山良夫君 まあ非常に将来を予見するのには困難な作業であつて、しかもその困難を克服しながら努力をしておられることはわからぬではありませぬけれども、とにかく今その中核をなすのは、やはり石炭企業の合理化の問題につながるわけでありまして、そういう意味では、私は大へん今の御答弁は——御答弁そのものを申すわけではございませんが、御答弁のような事情になつておることにございまして、非常に私には不満に思ふわけでありまして、そこでた

と云えば最近世論を非常に何と申しますか、惑わしている三井鉱山の問題にいたしまして、政府のそういう基本的な態度、基本的な計画というものがはつきりしないために、政府みずからがこの問題の解決について積極的な行政指導ができないのではないかと、そういうことが今日三井鉱山のあの争議の問題については、もっと早く解決し得るものを解決せしめ得ない状態に追い込んでおるのじゃないか、こういう工合に私どもは考えざるを得ないのであります。したが、この点に対する大臣の御所感はいかがなものでありましようか。

○国務大臣(池田勇人君) 全体のエネルギーの問題につきましては、ただいまお答え申し上げた通りでございますが、石炭の問題につきましては、石炭鉱業審議会におきまして、一応三十八年までの目安は立てておるわけでございます。大体五千万トン程度の石炭を掘る、こういうことでございまして、昭和三十五年度におきましては五千二百萬トンというふうな計画は一応石炭につきましては立てておる次第でございまして、ただ石油問題、天然ガス問題あるいは電力、電気等につきましては、今お話し申し上げましたごとく、いましばらく全体の計画について検討を続けていく。ただ石炭の問題につきましては一応の目安は立てておる次第でございまして。

○栗山良夫君 三井の争議の問題につきましては、労働省が労働問題として責任を感じて努力をせられるべきことは当然であります。石炭という企業から見ますと、通商産業省もまた責任を免れることができないので、そういう意味では、三井鉱山の労使の紛争というものの根柢をなしておるの、やはり石炭企業の動揺というところにあると思っております。そういう意味から、もう少し通商産業省としては、行政指導をすべき部面があるのでは

ないかと私は考えますが、その点に対する御所信はいかがでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 今回の争議の原因はいろいろございまして、石炭産業の不況というのが原因の大きいものであることも承知いたしております。従いまして昨年就任以来、石炭問題は私の仕事の最も重要なこととして、鋭意これが対策につきましまして心を砕いたのであります。それが今回御審議願っておりますボイラー規制法あるいは石炭産業合理化法等になってきておるのであります。しこうして不況の結果、あるいはまたその他の原因のために発生しております争議につきましましては、産業官庁としての関心は十分持っております。労働省とも連絡をし、この争議が一日も早くおさまることを念願しておりますが、産業官庁として労働問題に対してどのくらい介入するかというところは、これは別個の問題でございます。私は産業方面からの労働問題に対しての関心は、常に労働省と相談して争議が一日も早く解決するよういねがっておる次第でございます。

○栗山良夫君 これが、たまたま三井鉱山に表われておるわけでありまして、なぜ今日の石炭の労使の紛争というものが通産産業省に直結をしているかというのを申し上げますと、これは流体エネルギーと比較いたしますと炭価が高過ぎる。カロリー当たりの炭価が高過ぎる。これを引き下げるべきであるというのが政府の方針である。要するに千数百円、トンにして、これはつきりじゃないのです。数字を忘れましたが、千数百円の炭価の引き下げを行なわなければ、流

体エネルギーとは対抗できない。従って千数百円の炭価の引き下げを行なうのには石炭産業の合理化が必要である、そこには当然人員整理というものが出てくる、これを強行しなければ、ただいま糾弾化しつつある石炭産業というものを再建することは困難である、こういうことがやはり通産産業省の最近の御所信ではないでしょうか、ここが私は一番大きな問題になっていないかと思ふんですが、そういうことではないでございましょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 労働問題以外の産業面におきましては、お話しのとおり、一方ではボイラー規制法で重油を制限する、あるいは関税を、そうして石炭の条件をよくして競争力をつけますと同時に、石炭自体におきましても、大体われわれの見通しでは、昭和三十八年までに三十三年に比べて千二百円程度引き下げないと十分の競争ができません、また引き下げること自体が石炭の需要を維持、拡大するゆえんだ、こういう考えで審議院に諮問をいたし、その答申によって施策を執行しようとしておるのであります。

○栗山良夫君 ですから、千二百円前後の炭価の引き下げを行なうためには、ほかの産業と違ひまして、石炭企業の場合には、その原価に占める人件費の割合が割合に高い、従ってどうしてもこれに手をつけなければ、ただ坑内を近代化すると申しましても、近代化ということは余剰人員を出すということに通ずるであらうから、従ってどうしても人員整理という問題が起ってくる。それで問題が、労使の紛争が起きてからは、なるほど労働省の問題になるでしょう、あるいは失

業者が出るということについては労働省の直接の所管であらうけれども、そういう状態にしなければ石炭産業の合理化、端的に申しまして炭価の引き下げはできない、こういうことになるならば、通産産業省が間接というよりは、もう少し強い関係においてたゞいま石炭企業に対する労使の紛争に對して責任をお持ちになる必要があるのではないかと。これをどういう工合に解決するか。そういうことについて業者に対してもう少し強い行政指導をなさる必要があるのではないかと、こう私は考えるわけですが。

○国務大臣(池田勇人君) 石炭産業の合理化あるいは適正化につきましましては、所管でございまして、出た失業問題につきましましては、またそれまでの労働間の労働関係につきましましては所管ではございせん。ただ原因が石炭産業の状態によつて結果として起る問題でございまして、われわれとしては、そういう労働問題あるいは失業問題が起るにいたしまして、それが納得のいくような、しかもできるだけそれが少なく済むような方法を考えるような方法を考えるよう努力しております。で、通産大臣としまして、起こった労働問題についてどうこうということとは、やはり第一線には労働省が当たるべきものである、しかし産業面の関係のある範囲におきましては、労働大臣と相談していつておるのが今の現状であります。

○栗山良夫君 通産大臣としては、そうおっしゃるのがあるいは適当かもしれませぬけれども、しからば石炭産業の合理化を指導しておられる通産産業省といたしましては、今日の石炭企業

をベースに乗せて再建するためには、要するに千二百円前後の炭価の引き下げを行なうためには、いろいろ合理化に対する具体的な方策をお持ちになつていられると思いますが、その合理化の方策の中で、現在の炭鉱に従事している人員のうちで何名ぐらいの人員を整理しなければならぬと、どういう工合にお考えになっておられるのでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 正確な数字は存じておりませんが、大体三十八年までに六万人程度のもではないかと記憶いたしております。

○栗山良夫君 われわれはよく新聞紙上を通じて耳に入っておりますのは、十万人とか十一万人とか言われておりますが、それは概ねな数字なのでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) これは過去一年で大体二万人程度労働者が減つております。十万人とか十一万人というのは、昭和三十三年ぐらいを基準にして言つておられるのではないかと思ひます。私の記憶では、六万人程度と記憶しております。

でになるわけでありまして、六万人の整理を必要とするならば、この六万人の整理をされた人は一体どの職場に働き、どこに転換させるか、そういうことについてやはり対策というものをもちなものでしょうか。これは労働省まかせですか。失業対策まかせですか。そのところが明確でないと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) そこで、そういう離職者の方々に對しての措置を講ずべく、さきの臨時国会におきまして特別の労働対策を立て、他の職業に転じる場合の何と申しますか、職業指導その他緊急就労対策、当座の問題といたしましていろいろやっております。また、政府がそういうことをやることだけではもちろん十分ではございせん。その石炭業に關係しておる系列の各産業に對しまして、離職者に對して特別の措置をとるようにならなければ行政指導をいたしておるものであります。現に、ある産業系列のものにつきましては、土建会社をこしらえてこれを吸収しようとしたしております。また、そういう関係系列の産業ばかりではなくして、一般のいわゆる財界、産業人として、これを他人ごとと考えずに、産業全体として直接関係のない会社におきまして、こういう離職者の方々を収容するように考慮をめぐらすよう指導しておりますし、また、財界におきましても、そういうことを考えて、いろいろ今具体的問題につきましまして検討いたしておるようであります。従ひまして、できるだけ失業者を少なくしたいと思ひますが、これは合理化の線に沿つて案を立てますと、ある程度の離職者はやむを得ない。その離職者は、

政府の手で、あるいは関係会社の手で、そうしてまた一般の財界としてこ
ういふものの受け入れ態勢を具体的に
進めていくようにいたしておるわけ
あります。

○栗山良夫君 そういふことは、抽象
的に言われましても、なかなか勤
労者の諸君を安心させるような工合に
実を結んでこないのです。たとえば土
建業への転換などということは、去年
私は国会の委員会を通じて、あ
なたにもお尋ねをいたしました。そ
ういふお考えがあることもよく承知は
いたしておりますけれども、そうい
ものは一向に実効が上がってこない。
そこで、実効は、熟練をしたそうい
う人を人員整理することではなくて、エ
ネルギの消費量はほとんどふえてい
るわけでありまして、人員整理とい
うことはまず第二にして、本来ならば、
この前に政府が発表されました報告
書によりまして、しばしば私はこれ
を貴重な参考文献にしておるのであ
りますが、三十一年末に換算トン数で四
千八百九十八万トンでありましたもの
が、三十七年には七千七百一十万トン、五十
年には九千三百二十二万トンと、こ
ういふことが一応数字として出ておるわ
けでありますから、従って、坑内を合理
化して千数百円の炭価を引き下げられ
ると同時に、五千五百万トンの国内炭の
消費量というものを毎年やはりワクを
広げていって、勤労者というものは失
業をさせないで、そうして炭価を引き
下げていく、液体燃料と対抗させてい
く、そういふ計画が優先的に考えられ
るべきではないでしょうか。そうい
うことがどうも通商産業省なり経済企画

庁の作業をなさる方々の頭にならない。企
業合理化といへば、すぐ石炭産業の場
合には人員に手をつける、こういふこ
とが優先して唱えられて、消費量その
ものをふやしていき、そうして炭価を
引き下げていく——消費量をふやすと
いうことは、生産量をふやすというこ
とでありますから、生産量をふやしな
がらトン当たりの炭価を下げた失業者
を出さないで、そうしてしかも液体燃
料と対抗させていく、そういふ積極的
な計画というものを政府がおやりにな
る計画でなければならぬと私は思いま
すが、そういふことは大臣はお考えに
ならないでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) お話しのよ
うにいくならば非常にみんなが喜ぶこ
となんでございまして、日本におけ
る炭鉱の素質の点、また、今までの技
術の点等々から考えまして、やはり適
正規模でしかもできるだけ近代化、合
理化してやっていく場合におきまして
は、また、炭価を千二百円ぐらい下げ
るといふことにつきましては、いろいろ
各山ごとによりいろいろな計算をしてみ
たのでございまして、やはり五千五百
万トン程度がせいぜいではないかとい
う結論に相なったのでございまして。

○栗山良夫君 それは最大可能炭量
が五千五百万トンという意味ですか。
○国務大臣(池田勇人君) 大体三十三
年に比しまして千二百円程度下げる場
合においての操業率、各山の状況等を
見まして、これぐらいが最大だとい
うことでございます。

○栗山良夫君 それは人間を整理して
という前提があるので、私はそれでな
くて、たとえば、炭鉱の勤労者が何万
人ですか。今二十五万人とかりに仮定

いたしまして、現職の勤労者が。そ
うすると、六万人減らすということ
は、五分の一減らすということ
二〇%減らすということ。そうす
ると、この表で見ますと、三十
一年度には四千八百九十八万トン、要す
るに四千九百万トンです。それだけ
国が必要としたというものが、三十七
年度には七千七百万トン必要である
ということになりますから、人員整理を
必要とする比率よりもはるかに石炭を
要求する生産量の方が比率は高いわけ
です。ですから、五千五百万トンがた
だいまの能率出炭というか、可能出炭
としては最大であるというふうにお
しやる意味がよくわからないのです
ね。坑口をあけるといろいろ方法
で今日就労しておる人々をもう少し多
くの切羽に入れて、そうして出炭量
をふやしていく、能率を上げながら
やっていく、そういふことは一向私は技
術的に不可能なことではないと思いま
すが、そのところには少し観念の固定
がありはしませんか。五千五百万ト
ンよりふやせば、能率が下がるとか、炭
価が下げられないとか、そういふこと
は少し賢明なる池田通商産業大臣とし
ては、頭が過ぎ過ぎやしませんか。能
率を上げて増産をする、最近ではマス
ブの時代でありますから、わずかな人
間でたくさん品物を作る、こうい
うことが一つのイデオロギーになつて
いることはその通りでありますから、石
炭産業でも、そういふ意味で、わず
かな人でたくさん石炭を掘るといふ原
則を否定しませんが、そのかわ
りに、たくさん石炭というものは、実
際に需要を喚起すれば、この計画書の
通りにふえるわけがあります。四千九

百万トンからわずか六年の間に倍に近
い七千七百万トンまで必要であるとい
う、この数字が一度は政府から発表さ
れているわけでありまして、そうい
う工合に液体燃料と対抗しつつやってい
くということは、決して不可能ではない
と私は思いますが、どうしてもこれ
だめなんではないでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) それは先
ほど申し上げましたように、切羽の状
況、その他から経済的にならないので
あります。三十一年度には、いろいろ計
画を政府が持ったことは、私も聞き及
んでおりますが、そのときに重油の値段
がどうなるかというところは、私は頭
に入れてなかったのじゃないかと思
う。そういう点がございまして、それ
は非常にいい炭鉱で、そうして機械化
して、どんどん出し得られるというこ
とならお話の通りでございまして。ま
んない炭鉱ばかりではございません。そ
れは日本の炭鉱でも、たとえば羽幌炭
礦なんかではいよいよ九尺と十七尺の
層でございまして。そして人件費が、普
通の炭鉱ならば一トン当たり二千二
三百円かかっておりますが、羽幌炭
では千四百円ぐらいでございます。こ
ういふ炭鉱が、鉱脈がほとんどあれば、私は
お話の通りに増産して価格も下げ、重
油と対抗できますが、各山というの
は、いろいろな山ばかりではござい
ません。たとえば同じような層をな
しているという太平洋炭礦にきま
して、これは労務費が羽幌炭ほどには
ついておりません。いろいろな事情が
ございまして、前からの労働条件、慣行等
から、個々の山につきまして、いろ
いろ研究いたしたのでございまして、重
油の価格の引き下がりに応じて合理

化をしつつ、これと対抗していくた
めの国内資源の最大限の活用というこ
とになりますと、石炭局で調べまし
た三十八年度くらいに五千五百万ト
ンにせいぜいではないかという結論
になっておるものでございまして。な
お、今後におきましても、新しい炭
を産出して、新しい炭を産出して、
そうして能率の上を方法でや
つていけば、何も五千五百万トンで
われわれが区切るわけではござい
ません。現状におきましては、ただいま申し上げ
ておりますような状況では、増産に
も限度がございまして。そうして片
方の重油の価格の見直し等も考
えまうと、三十一年にきめたあの七
千七百万トンという数字は、私は今
から言った次の見通しがきか
なかつた数字じゃないか、そこで今
企画庁の方でいろいろ調べて検討
いたしているのだから、

○栗山良夫君 そうしますと、
と、かつて発表されたこの計画書とい
うものに誤算があったということであ
りますから、もうそうおっしゃれば、
これ以上この問題についてお伺い
することはいかかと思ひますが、問題
は、最大出炭可能量五千五百万トン、これ
ですと何年までやっていらっしゃ
る予定ですか。今大臣のお話では、新
炭が開発されれば別だと、こうい
うのはちよつと何と申しますか、逃
げ道がしらえておられますが、まあ
そういふことは多くの期待を持てない
とすれば、一体何年までこうい
う五千五百万トンで固定して、石炭
の出炭を指導していかれますか、こ
こが一番問題だと思ひ。

○国務大臣(池田勇人君) 昭和三十
八

七

年までは大体五千五百万トンぐらいじゃないかと思っております。なお、三十九年、四十年、四十一年、四十二年ぐらまでは、一応毎年百万トン程度の増産をわれわれが見込んでおるのでございます。

○栗山良夫君 そういたしますと、この重油ボイラーの臨時措置で、私は非常に不可思議に思いますのは、幾ら日本の石炭エネルギーが減ったとはいながら、現に五千五百万トン出るといふことであります。そうしてしかもその五千五百万トンというのは、かつて計画された量よりは少ないわけでありますから、そうするといふと、なぜこの重油ボイラーの制限なんというものを今置かなければならぬか、計画よりも石炭の出産量が少ない、そうしてしかもエネルギーはどんどんふえていく、こういうことであれば、重油ボイラーなんかを制限しなくても十分に石炭の有効需要というものはあり得るんじゃないか、それがやはり五千五百万トンをどうしても重油ボイラーの制限をしないという有効需要がないわけだ、もしそういう事情であるとすれば、その石炭の有効需要の見直しは、どこで狂って、消費面ですね。どこでそんなに大幅に減ったのか、この辺はわかりませんか。

○国務大臣(池田勇人君) これは、さきの調査を私は非常に非難するわけじゃないでございますが、大体そのエネルギーに対する重油と石炭のメリット差、あるいは価格等の検討が十分でなかったのじゃないかと思えます。で、あなたのお話の七千五百万トン、先ほど七千七百万トンと申しましたけれども、七千五百万三千万トンでございます。

すが、七千五百万トンという数字が、これが私は誤りがあった。そのときには重油とあれとをどう見ていたか、価格……、こういうことで、その価格の差が非常に出て参りましたのでございまして、従いまして、この七千五百万トンを私はききましたものとしての議論は成り立たぬと思えます。今までどちからかといえば、火力発電等につきましては重油を使つた方が非常に割安であるといふことはもう定評のあるところでありまして、われわれは大体五千五百万トン程度の石炭は何としても確保したい、その意味におきまして、千二百円下がるまでは、あるいは関税を引き上げるとか、あるいは片方で石炭を合理化して出すという方法と同時に、なお三年間は規制をしなければいかぬというので、現行法を引き延ばしていこうとしたしておるのであります。ただ一トンボイラーのごとく、中小企業関係、そうしてまた石炭の需給にその影響のない一トンボイラー程度のもものは今後は規制をやめていこう、こういうしておるのであります。

○栗山良夫君 それでは突っ込んでもう一つ伺いますが、国鉄は最近電化をやりました、これは重要な石炭の消費量でありましたが、だんだんとその消費量が減つておると思ひますが、毎年何トンぐらいつつ減つておるのですか。

○政府委員(樋口誠明君) 国鉄は一応昭和五十年までで蒸気機関車は全廃するといふことをいたしておりました、従いまして、五十一年からは運転用の石炭はゼロといふことになる予定でございますが、ごく最近の実績で申しますと、一年間に三、四千万トンぐら減つておるわけでございます。三

十二年度が四百三十五万トン、三十三年度が四百五十五万トンということで、大体最近は三十万トン程度減つておる、これが五十年で一応おしまいで、五十一年からはゼロになるというところで、われわれは需給を考へております。

○栗山良夫君 現在では三百万トンですか。

○政府委員(樋口誠明君) 三十二年度が四百三十五万トン、三十三年度が四百五十五万トン、それから三十四年度がたしか三百万六千トンと記憶いたしております。

○栗山良夫君 私は過日資料をちやうだいいたしましたけれども、ちやうどたいた手元に持っておりませんので重ねて伺いますが、電力用のエネルギーですね。ただいまでは火力電力用のエネルギー、これを重油と石炭を混みにして換算して、ただいま何トンですか。

○政府委員(樋口誠明君) 大体本年度電力用の消費は、千三百万トンの炭をたきまして百五十万キロの油をたく、概数でございますが、百五十万キロでございます。約〇・六で換算いたしますと二百幾ら、二百五十万トンの石炭に換算いたしまして約二百五十万トンの石油、それから千三百万トンの石炭と、合計して千五百五十万から千六百万の間のエネルギー源を使つております。

すから、これを〇・六で割りましたら百五十万トン、合計いたしまして約千百万ちよつとという数字になると考へております。

○栗山良夫君 ああ、そうですか。三十二年度は……、

○政府委員(樋口誠明君) 三十二年度は油が百二十五万でございますから約二百二十万トン、それから電力の方の炭は九百三十六万でございます。従いまして千三百三十六万といふことになります。

○栗山良夫君 今後毎年どのくらいふえていきますか。

○政府委員(樋口誠明君) 電力の石炭需要は、大体電力業界と石炭業界との両業界の話し合いによりますと、最低百万から百五十万ずつは電力の方でもふやしたいと、こういうことをいっております。油の方にきましては、たとえば三十五年、重油の方は三十五年は二百四十五万キロといふことになりまして、石炭に換算いたしまして約四百四十万トン程度の重油といふことになるわけでございます。

の一般例で申し上げますと、建設費で重油専焼火力は混焼火力の一五%ぐらい節約になる。従いまして原価における資本費をいたしましてはそれと同じ比例で一五%程度の資本費の節約になる。それから一方におきまして燃料費は揚地の電力会社、主として東京、中部、関西、この三電力会社におきましては、平均的に見まして、現状の燃料費の勢といたしましては、重油の方が石炭の価格に比較いたしまして、大体約一割の差があります。でございまして、一キロワット当たりの原価にいたしまして、資本費が一割五分、燃料費が一割の差をいたしまして、大体一キロワット当たりの原価の中に占まして、資本費と燃料費はほぼ半分半分という場合が一般の例でございますから、平均単価にいたしまして一割二、三分の差があると思ひます。揚地の混焼火力は平均四円ないし四円五十銭というのが通例でございますから、その一二・三%まあ五十銭ぐらいの差が出てくるというふうに、ちよつと抽象的でございますが、大ざっぱな平均的な見方を申し上げますと以上のようになります。

○栗山良夫君 そうしますと、重油専焼でいくと四円から三円六十銭ぐらいと、こういうことですか。

○説明員(瀬川正男君) 大体三円五、六十銭じゃないかと思ひます。

○栗山良夫君 これは非常に重要な問題で、通商産業大臣にお尋ねをしておかなければなりません、電力会社もばく料金の値上げをいたしませんでしたが、ばつばつ料金の値上げの時期が迫つてきておるようには業界紙などでは書いて

おります。従つて電力料金の値上げ問題が起これば、これは非常に重要な社会問題になるわけでありまして、私も、私どもも憂慮いたしておりますが、その場合に、政府としてはこういう工合に歴然と重油専焼でやれば、単価で一割、五十銭近い安い発電ができる、これは現実にはできるはずですね。にもかかわらず、石炭政策として、電力に石炭の消費を求めていく、そういうことになりまして、最近の発電所は水力開発よりも火力開発の方がはるかに多いわけです。これはあとで、数字をもしありましたら示していただきたいと思ひます。従ひまして、そういうことで、料金の引き上げの時期を早める、こういうことが起これば、私は考えますが、そういう心配がないかどうか。それからもう一つは、そういう工合に、石炭の救済のために、電力の単価を下げるということはないのでありまして、料金の引き上げの時期をずつと先へ延ばし得るものを早めておくことになる、そういうことにつきましては、通商産業省、責任を持って、これは消費者の了解を得られるか、この二点は非常に重要なことでありますので、大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

通り、水の関係も相当ございしますが、一会社を除いては……。

○栗山良夫君 水がよい出ると石炭を使わないでしよう。

○国務大臣(池田勇人君) 料金の問題でございします。料金の問題の引き上げは、私は今のところないように思ひます。ただそういう問題がございします。で、石炭の値をできるだけ下げたい、それから三十五年度におきましては、昨年よりも下げることにして今交渉したしておるのでございします。で、私は電力関係が石炭の一大消費者でございしますから、やはり年別に値段を一定させて、長期契約をして、そうして運送その他につきましても特別の方法を講じて燃料費を、ことに石炭を安くしたい、こういう方法を、これは、ただいまのところは、私は電力料金の値上げの問題は起こつていないのでございします。今後ともそれで進んでいきたいと思います。これで二の問題もお答えすることになると思ひます。

○栗山良夫君 もう一つ重ねて伺います、石炭の再建を妨げない範囲内において、石炭の単価を下げる、それによつて、その下がつた石炭で電力、火力用炭に供給をすれば、それで将来石炭のために電力料金の値上げの時期を早める、そういうことは、こういう工合に理解してよろしうございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) 大体そういうことで進んでいっておるのであります。しかし石炭が千二百円下がりまして、重油の単価がどうなるかという点もございします。重油が非常に下がつた場合において、石炭が千二百円以下かという問題は、そこにまた関税の問題も起こつてくる、いろいろな問題が起こつてきますが、私は今の予定通りでいけば、一、二とは申しませんが、一、二の例外があるかも知れませんが、これはもう前からのたまりがございします。おおむねの電力会社は料金の値上げの問題が起こつてこぬものと思ひます。

○栗山良夫君 そうすると、大臣のただいまの気持というが、感じというが、頭に描いていらつしやるところでは、そういう工合にわれわれは理解しておりますが、もし事志と違つて重油が下ると下がる、これは私は下がるといふ見通しをいつか述べたことがありますが、今より重油は大へん値段が下がる、関税政策は別でございします。もちろん関税政策で人為的に国内炭とバランスを価格的にとるといふことであれば、これは別でございしますが、私は重油は下がるかと大見通しを持っておりまして、これは石油業界なんかの意見からいひましても、そうではないかと思ひます。そういう一つの要因、それから石炭の単価が、今言われておるように石炭の再建を妨げないで、これは下げるわけですから、そういう範囲内においてはたして希望のところまで石炭の単価を下げるかどうか、もし得なかつたときはどうなるか。そういう今大臣が答弁なさつたそういう線とはずれた事態が起きてきて、そうして、電気料金の引き上げの時期を早めるといふような時期が来たときには、大へん不幸な事態であります。そういうときには通商産業省としてはやはり責任を持って消費者である国民を納得せしめられるかどうか。こういうこととどうですか。

○国務大臣(池田勇人君) いかなる原因でどの程度の問題が起こつたかによつて考えるべきだと思ひます。こういう問題は想像で、あの条件を、この条件もと言つて答弁することは私は適当でないかと思ひます。ただ繰り返して申し上げますが、私の見通しでは、ただいまのところ、大体一会社を除いては電力料金の値上げの問題は起こらないと、そりや五年先、十年先のことは別でございします。一、二年のうちに起こらずに済むのじゃないかと思ひます。

○栗山良夫君 それでは石炭の問題につきましては、私もまだ多くの点でお尋ねしたい点がありますが、きょうはこの程度で保留いたしておきます。

○委員(山本利壽君) はかに御発言を願ひませんか。

○岸田幸雄君 ついでに何うのですか、今のお話によると、石炭の単価はだんだん下げていく、それから、重油の方は、こういう方法で規制することによつて、石炭の相当需要を確保する、しかるころ日本の現在の石炭政策として一つの規制の政策を立てた場合においては、一面電気の需要が相当現在伸びてきておる段階において、急に水力発電開発をしよといふと、これはなかなか長期の期間を要します。そして、どうしても、その場合火力でなければいかぬという段階において、さういふ場合でも、この重油規制の法律は三年間は現行のまま、一切火力発電の重油専焼の建設は拒否するといふ方針を堅持されるのでございしますか、あるいはこの産業界の状況なりまたエネルギー経済の伸び方によつては、通産省も許可し得るというお考えなんですか、その点らつと伺ひたいのです。

○国務大臣(池田勇人君) お話しの通り、電力の需要は予想以上に非常に伸びております。従つて、これを調整するために、もちろん水力につきましても計画はいたしておりますが、やはり火力の方に頼らざるを得ないという状況でございします。しかる場合に、三年間は絶対に重油専焼を認めないかということになりまして、私は揚子と申しますか、東京、名古屋、大阪方面において一切この三年間は専焼の設備を許さぬというわけにもいかぬのじゃないか。これはもう三十八年の十一月からは急に変わつてくるわけがございします。そのときから動く分につきましては、もちろんある程度の設備期間が一、二年かかりますから、こういう問題はある程度認めていかなきゃならぬのじゃないか、こう考へておられます。それから、三十八年の十一月からの移動の分だけ許可か、あるいは石炭需要や電力需用の状況から申しまして、三十八年の十月以前に移動する分についても、ある程度の専焼を認めていかなきゃならぬのじゃないかというのが今の現状でございします。従ひまして電力の需給状況も考えなきゃなりませんが、私は東京、名古屋、大阪方面におきまして、三、四あるいは四、五になりますか、程度のものは専焼を認めていかなければならぬのじゃないかという気がいたしております。しかし、その場合におきまして、先ほど申し上げましたように、石炭鉱業の現状から考へまして、ぜひとも電力界におきま

しては毎年百万トンがあるいは百五十万トンかの需要増を計画していく、こういうことで進んでおるのであります。

○岸田幸雄君 大臣のお説の通り、石炭の方にも、相当現在の電力事業は石炭方面の需要増加にも依存せざるを得ないような段階にありますが、そして一方において重油専焼の火力発電所が、何といましても混焼の火力あるいは石炭専焼の火力に比べたら、資本費ないし建設費においても、今瀬川課長が六割と言われたが、私は従来の業界では重油の方が一〇%以上安いと思つてゐます。

○國務大臣(池田勇人君) 一五%です。

○岸田幸雄君 今六%とおっしゃったんじゃないですか。一五%ですか、それならばわかりませんが、それだけ資本費が違ひ面において、一方電気料金なるものも、現在の需用程度であれば料金値上げということができなくて済むでありまして、今後の需用増加を相当考えた新しい発電施設をやることを考える場合において、何とかやはり建設費の安い面で新しい電力需用をまかなうという意味におきましては、いやでもおらでも重油専焼の火力によらなかならぬという面が多分にあると思つてゐます。それと同時に、一面において石炭の火力の方も、引き続き相当の需要通りにいくならば、両面相持つて石炭鉄鋼業の合理化と電気料金の高騰を防ぐということができるとは思ふ。そこで望むことは、石炭業界がややもすると需要が増加すれば、また合理化を見送るという点がなきにしもあらずと思つてゐるのでございまして、

現にこの法律が制定されてから五年経過した間において、いわゆる神武景気などというものがあつて、急激に電気の需用がふえたあの段階において、石炭業界が合理化に相当力強く実績を示したかという、よほどその点疑わしい点が多分にあつたと思ひますので、その辺政府御当局においても、今後十分御指導をお願いしたいと思つてゐるわけでありまして。

○國務大臣(池田勇人君) お説の通りで、その方針で進んでおります。最近におきまして、石炭の需要も相当多くなつてゐるので、ことに中小企業の方が相当強気であるようございまして、私は大手並びに中小企業につきましても、一時の需要の増加によつて合理化の大方針をこわさぬようにということとを再度通牒を出しまして、既定の合理化で進むよう指導いたしてあります。

○委員長(山本利壽君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山本利壽君) 速記始めて。

○川上為治君 この法律を期限を延長し、また小型ボイラーを規制の対象外にするというところは、まことに私はけっこうなことだと思つてゐますが、この小型ボイラーを規制の対象外にした場合に、二百万トンぐらい大体この関係の石炭が対象になるという話も聞いておるのですが、そうしますと、中小企業の合理化、近代化という点では非常にけっこうなことなんですから、これも、これを取り扱つてゐる販売業者といふのは、これはほとんどまた中小販売業者が非常に多いんじゃないかと思つてゐるのですが、これは何かこういう業者

は別に石油も扱つておるから大した影響はないというふうなお考えなのでしようか。

○政府委員(樋口誠明君) 石炭が非常に流通経費——運賃あるいは取り扱いの経費に二割以上もかかるというたような事情から、石炭鉄鋼審議会の中に生産性部会というのを設けて、一月以来三ヶ月にわたつていろいろ検討して参つたわけでありまして、その検討項目の中に、やはり今のような取り扱ひの面の合理化ということとを当然石炭全体の立場からやらざるを得ないのではないか。これにつきましましては、ある程度いろいろ共同化あるいは系列化といったようなことをやることによつて、むだを省きながら、お客さんにサービスすると同時に、取り扱いの販売業者といふものも十分に自立するといふことができるような、一つ両者の線の交わる点をどこにつかむかといふことにつきまして、一応問題点の指摘といふことがなされて、さらにそれを今後掘り下げていくという検討がされておるわけございまして、確かにお説の通りに小口の需要がだんだんなくなるといふことになりますれば、それを扱つております販売業者あたりには、ある程度の影響は出てこざるを得ないのではないかと、こう考へておりますが、しかしそれらにつきましましては、実態は今、先生の御指摘のように新炭あるいは石油と石炭といつたような各種の燃料を一緒に扱つてゐるケースが非常に多いわけございまして、ある程度そういう兼業といふことで救われるという面もございまして、さらには今の縦の系列化あるいは横の共同化といふことで、こういう流

通面の合理化をやりながら、業界が十分にやつていけるという自立態勢をとらせるように指導していきたいと思つております。

○近藤信一君 大臣がお急ぎですか、大臣に先にちよつと一点お尋ねしますが、先ほど栗山委員から国鉄の問題を取り上げておられたのですが、国鉄の計画によりますと、だんだん石炭機関車をなくして、電気または重油、こういうところから——ディーゼル・カーですね、これに切りかえる、こう言つておる。もちろん今後国鉄は重油に切りかえた場合に、ボイラーを使うと思つてゐるのですが、重油ボイラーじゃないですか。あれは小型に入るのか、この規制にかかるとか、この点いかがですか。

○政府委員(福井政男君) この法律の適用外になっております。移動式のものであります。

○近藤信一君 適用外ということになると、小型ということになるのですか。

○政府委員(福井政男君) この法律でいつておりますボイラーではない、こういうことでございまして。

○近藤信一君 すると、自動車と同じようなああいうエンジンがかかるわけですか。

から除外して三年間延長する、こういうことになるわけですが、小型の重油ボイラーの設置は三十四年度——昨年度ですか、三十四年度に一体どのくらいの数量の申請があつたか、事実上設置されたか、この点いかがですか。

○政府委員(福井政男君) ボイラーをカン数で、現在全体の数で申して約五万八千カンであります。この中で五十平米未満のものが約八一%でございまして、四万六千九百三十というございまして、五十平米以上のものが一万一千八十二というございまして、パーセンテージは一九%ということとございまして。現在のところは、この五十平米未満のものにつきましても法律の適用がございまして、特定の場合以外は設置をすることができない、こういうこととに相なつておるわけでありまして。

○委員長(山本利壽君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山本利壽君) 速記を始め。

○近藤信一君 小型が四万何ぼ、いわゆる八一%ですか、現在の既存のあれで八一%ある。その中で昨年度のあれはわかりませんか。

○政府委員(福井政男君) 法律で認められておりますケースに該当いたしません以外は、法律で一般的には禁止されておりますから、従ひまして、昨年度幾ら設置されたかといふことは、許可されました分だけしかわからないうございまして、これは非常にわずかなケースでございまして。

○近藤信一君 今後三カ年間これを延長されるわけですね。三カ年間の見通しはどんなものですか。

ら認可等も必要でございますので、労働省の方とも出先機関と十分連絡をして運用には当たっておるわけであります。

○近藤信一君 五十平米以上の重油ボイラーについては全部今までも許可はしていないわけですか、この法律で。

○政府委員(福井政男君) この法律で、精密調整でございすとか、いろいろ特定の場合に許可をし得る場合がございしますが、それに該当いたします場合以外は全然許可をいたしておりません。

○近藤信一君 そういたしますと、この法律が、これはまだ向こう三年間ということになりますると、この三年間やはり重油を普通の設備ではできないというところになるわけですね。

○政府委員(福井政男君) さようでございす。省令で特定の場合には許可し得る場合が規定されておりますので、それに該当いたします。一般の場合は設置することはできない、こういうこととに相なります。

○近藤信一君 そういたしますと、先ほどのお話しじゃないけれども、石炭合理化で炭価を下げられるという見通しのものとされるわけですが、もしも三カ年後になつても、石炭の炭価が下がらない、依然として割高のものになつていくことになった場合、この法律はどうなりますか。

○政府委員(福井政男君) 石炭の方は、千二百円下げるということで現在は努力しておりますし、この法律は自然失効の形をとっておりますので、法律は消滅いたします。

○近藤信一君 これは三年間で、先ほどお尋ねしたように、三年間で失効するといふわけですか。

○政府委員(福井政男君) さようでございます。

○岸田幸雄君 先刻大臣は、電気の需用が非常にふえた場合には、三年間といえども重油専焼のボイラーの火力発電所を設置することも考えられると言われましたが、現にその時期に来ておるのではないか、その場合にはどうしますか。省令で除外例をお作りになりますか。

○政府委員(福井政男君) 仰せの通りでございます。この法律の第二条の五号のロに、設置をどうしても認めなければならぬ場合で通商産業省令で定めるとき、というのがございます。これがございまして、実は火力発電所につきましても、現在のところそれに基づきます省令がないわけでございます。今後この五号のロに基づきまして、火力の重油専焼設備を認め得る根拠規定を省令を改正してその中に入れて、こういうことに相なっております。

○岸田幸雄君 それからこの設置という言葉は、三年間に工事に着手して、その完成は三年以後に完成するような設備にも適用されるのですか。あるいは完成がこの法律の規制期間以後になる場合は適用外になるのですか、その点どうなりましたか。

○政府委員(福井政男君) 適用されます。この設置という言葉は着工から完成までの一連の行為を指す、こういうことに解釈いたしております。

○岸田幸雄君 それから先刻質問のありました船舶や車両には適用されぬということからくる結果として、鉄道、国鉄という国家事業であり国営事業にはこの規制がされないで、電力事業の

ような民間の産業に規制されるということがいかにアンバランスであるという批判もあるようですが、その点はどうか考えなんでしょうか。

○政府委員(福井政男君) この法律の第二条でボイラーの適用外の場合を規定いたしております。その場合に「船舶又は車両に設置するとき」とあるは二号に「その重油ボイラーが移動式のものであるとき」とあるは三号に「重油ボイラーの試験又は研究のために設置するとき」、こういう規定の仕方を実はいたしておるわけでございます。

○岸田幸雄君 だから規定から言えばそうですが、結果論から言えば、そういう批判が現にないでもないのです。その点は政府としては単なる法律規定の解釈でなくて、つまり何といたしますか、イデオロギーというか、車両そのものの技術的な面からいっても、つまり車両などは絶対に規制ができないという技術上の事実があるわけではないのですか。つまり国鉄のディーゼル車などには規制のしようがないという技術上の理由はないのですか。

○政府委員(福井政男君) これは技術的な理由よりも私はやはり経済的な理由、あるいはまたその許可等の技術的な面、こういうことからこういってものは適用の外に置かれて、かように私も存じております。

○島清君 すいぶん長く質疑応答がなされておりますので、多分にこういう問題に触れたのではないかと思いますけれども、もしもまたなお触れになって御答弁になっておれば必ずしも御答弁くださらなくてもよろしいのです。

栗山委員からも御指摘のございました通り、非常に簡単な改正法案ではありますけれども、しかしそのバックはかなりやはり大きな問題だと思つております。そこでエネルギーの総合計画がないというところは大臣から御答弁のあった通りですが、そこで炭炭を千二百円下げて三十八年度には液体燃料に対抗できるように企業の体質を合理化していき、こういうことよろしいのですか、この法案を見まして、同じ時限法でございまして、はつきりと三年後には自然失効する形式を採用することとした。これは同じ時限法であっても三年後にはまたあと一年とか二年とか延ばしてくれというところは絶対もう言わないのだ、はつきり言い切っているわけですね。そうすると、三十八年度から、三十八年には明確に重油と競争できる、対抗できるような態勢に仕上げるのだということが通産省の御意見として十分に表明されておるわけですが、そこでこの体質改善の合理化の具体的な計画としては、その内容にはいろいろのものがあろうと思つております。たとえば私が席をはずしますときに、人員整理のことについて栗山委員が指摘をしておられたようにございまして、それが、そういう場合に生産性の向上ということが一人当たりの出炭量をどれくらいに見ておられるか、生産性の向上ということが一人当たりの出炭量が多くなるという場合に重油に対抗できるような石炭の価格というものが構成されるか、それから合理化を促進するため必要の需要資金でございまして、これは聞くところによりますという、かなり資金調達は困難だというように、このことをいわれておるわけですが、その

辺のこの合理化の具体的な内容と計画について、人員整理のことは聞きましたけれども、それ以外にも、ただいま申し上げたように生産性の向上と一人当たりの出炭量、それから合理化に要しますところの需要資金であるとか、こういうその他いろいろの問題があると思つておるが、今通産省で考えておられる計画について御説明を願いたいと思つております。

○政府委員(樋口誠明君) 大体能率につきましては、現在十四トン程度でございまして、これを二十三トンから二十四トン程度の線に持っていきたいというふうに考えております。で、この場合に、そうすることによりまして、百トン当たり現在百五十七坑数はかなりかかつておるわけでありまして、その坑数の数を、そういうふうな能率をあげるといことは、百五十七の坑数を大体八十八ないし八十九坑数に減らすということによりまして、能率を二十三トンないし二十四トンに持っていきたい、こういうふうに思っております。

それから設備資金の点につきましては、これは島先生御指摘のように、確かに石炭界の先行きが非常に暗いといつたようなことから、相当の困難が予想されておりますが、私どもは大手につきまして大体三十八年までに千四百億程度、それから中小につきましては大体一年間に五六十億程度で、五年間で三百億程度の金というものを、これは適度御審議いただきまして特別貸付金の活用あるいは開発銀行、中小企業金融公庫等の財政資金並びに興業銀行の一般金融機関というものの貸付、借入金というものと合わせましてぜひ調

達したい、大体千四百億のうち約半額は、減価償却その他の自己調達ということになりますので、残りの半分につきましては、今申し上げましたような外部からの資金の導入について、通産省といたしましては極力大蔵省あるいは日銀等と連絡をとりながら、金融が円滑にいくように最善の努力をしたいと思います。というふうに考えております。

○島清君 千四百億を必要とするという御説明でございしますが、今石炭界は住宅の建設とか、あるいは合理化といふので、かなり資金の借り入れをしていかなければならぬわけですが、そういうことで年々返済していかなければならない返済の額はどれくらいですか。

○政府委員(樋口誠明君) 設備資金につきましては、これは最近の三十二年、三十三年、三十四年といふところから参りますと、三十二年が八十八億、三十三年が七十五億、三十四年が五十九億程度の設備資金の返済をいたしております。

○島清君 三十五年、三十六年は、こういう設備資金等の借り入れ資金の返済はどうなるのですか。

○政府委員(樋口誠明君) ここに三十五年、三十六年の資金繰りの方はやっておりますが、現実にはいろいろ調達して、それから返して、その差し引き残った金を投資というもののに向けておるわけでございますが、その投資の実績が、新しく企業を起こしました、いわゆる企業費といふ、いわゆる設備投資をいたしました実績が、三十二年が二百四十一億、三十三年が二百七十一億、昨年度が二百三十四億というこ

とになっておりまして、今後、この最近の三年間を平均いたしましたすと、大体二百五十億程度の金になるわけでございますが、これを年平均約二百八十億程度の設備投資をさせるということに

よって、先ほど申し上げましたような合理化を達成したい、こう思っておりますので、これにつれまして若干ずつ借入金が増えて参りますが、開発銀行の金等につきましては、これからだんだん入って参りますものが、今までもよりも長期化することになったので、返す金自体につきましては、やはり毎年八十億、過去の三年の平均が七十億程度になっておりますので、これより若干ふえて、八十億ないし、年々によって違いますが、百億の間、片方で設備資金を返しながら、片方で二百八十億の新しい投資をしていくという資金調達をせざるを得ない、そういうふうな考えております。

○島清君 こういう工合な条件のもとに石炭産業が置かれておるのでありますから、年々百億の金を返しながら、合理化のための、体質改善のための資金調達をするということは、はなはだ困難だと思ふのです。それはまた業界からもそういう困難性の声を聞くわけですが、こういうものに對しても、返済金に對しても、何か特別な処置を講じてやってこそ、ほんとうに体質改善となり、そして炭価の引き下げという、政府の考えておられるような計画を十分に遂行することができると思ふのですが、何か知らないけれども、こういうものの施策に欠けておるといふことについては、仏を作つて魂を入れないというふうなうらみがなくともいえないと思ふのですが、こういうこと

については、何か施策の配慮をめぐらしたことはないでございませうか。

○政府委員(通詰議員) 財政投融資、財政資金につきましては、先ほど申し上げましたように、今年の四月から、まず開発銀行並びに中小企業金融公庫の金利を、九分及び九分三厘から六分五厘に実質的に引き下げることにしております。これでその差額だけの資金が会社に残るといふことになりまして、その金利を引き下げるということによつて、手元を楽にしてやる、コストを少なくさせるということをやりますと同時に、本年度から借り入れます開発銀行の借入金につきましては、従来大体二年程度の据置き期間を含めて、六年ないし七年、平均その程度だったのでございますが、それを三十五年度からは、五年程度の据置き期間を含めまして、最長十五年まで延ばすということにつきまして、大蔵、開銀との間に話がつきまして、すでに実施に移しております。ただ、一般の市中金融機関につきまして、いきなり期間の延長ということをやるといふことまでにはまだ行っておりませんが、もちろん、われわれといたしましては、これは相当長い期間かかって回収せざるを得ない金でございませう。特に、着工から石炭が出るまでに五年ぐらいかかるのは珍しくないという石炭の特質にかんがみまして、長きに越したことはございませうので、今後ともできるだけ石炭に対する貸付金の期間が長くなるようにという努力はして参りたいと思ふので、こう思っておりますが、三十五年度は、とりあえず開発銀行について今申し上げましたような措置をとったわけでございます。

○島清君 そういふような、必ずしも十分に適切であるかどうかはわかりませんが、せめて、その程度の配慮がなされておるとすれば、十分でないにしても、施策の遂行に各方面から配慮があつたということが言えるのではないかと、この問題についてはこれ以上お尋ねしませんが、重油を使用するボイラーの設置を制限するということなんですが、これは三十八年に

は、もう三年後には自然に失効するわけなんです。そうしますと、その期間内に設置をして、そしてこの法律が切れると同時にこれが使用できるようになるというふうに考へるといふことは、事業家としては当然だと思ふのです。何かこの法律からすると、設置それ自体が制限されているように思ふのですが、設置というものは使用するということが前提であつて、そこで当然にこれは切れるのでありますから、その期間内に設置しても、私はちつとも法律違反にはならないと思ふのですが、業界が、当然にこの法律の自然失効を予想して、それでこの期間内に設置をした場合、こういうものはやはり何か取り締まりの制限の対象になるのではありませんか。

○政府委員(福井政男君) お話のような場合は、この法律の建前といたしましては、設置をしてはならぬと。こういふのは、この法律の有効期間内に使わなくても設置をいたします場合は、この法律の条項にひかかるといふわけでございませう。従ひまして、たとえば火力の重油専焼設備のごとく、認め得る場合でありますならば、やはり許可を必要とするわけでございます。許可を受けて設置をする、こういう形でございまして、使用は、この法律の失効後に完成しまして、使い始めるという場合でも、やはり設置ということになりますので、この法律の適用を受ける、こういうことに相なります。

○島清君 紙の上での解釈ではあるいは、それから三十五年後にはもうこの法律は失効するのだということになると、やはり重油ボイラーを使いたいというその業界の事業家というものは、その期間内に設置すると思ふのです。そこで、今御説明の通りに、やはり法律の適用でこれを押えていくのだということですが、これは何か押える方法があるのですか。

○政府委員(福井政男君) これはまあ結局、一般論として、法律の失効の問題になるわけですが、設置をしてはならないと、こういうことでございまして、設置をしてはならぬといふことになるわけですが、この法律の経済的な意義というところになりますと、非常に経済性を没却するような一面も持つておられるわけですから、ただいま御指摘のような、もうすぐ切れる場合に、その前に一応作るだけは作っておくというふうな場合もあり得るわけでありませうけれども、これは法律の建前から参りますと、やはり設置はひつかかるわけでございます。そういふ場合には、失効後に設置をしていただく以外には、もうない、こういう運用に相なるわけでございます。

○島清君 それはまあ説明はよくわかるような気がするのですが、設置といふことは使用ということが前提になるのであつて、使用するといふときはこの法律は失効するのだ。そこで私がお聞きするのは、たとえば、これを設置しようとする場合に、この法律を非常に有効に、期限切れまで法律としての高度の効果があるという場合、何かボイラーを設置するのには、ほかの法律で設置できないというふうな規制の方法があるかどうか。この法律では私はむしろかしいと思ふのですが、ほかの他の法律で、この法律の目的とする期間内には設置をさせないというふうな、抑制をするといふような何か別のことが考えられるかどうかということなんですが。

○政府委員(福井政男君) あるいは私のお答えが的をはずれるかもしれませんが、この法律以外の法律で何かボイラーを設置する場合に規制しておる法律があるかと、こういうふうな御質問だといふと、労働基準法でボイラーの設置については事前の認可を必要とするといふ法律が別に一つございませう。

○委員長(山本利壽君) 本案に関する質疑は本日はこの程度にとどめます。次に、理事会で協議いたしました本委員会の審議予定について御報告申し上げます。明二十日水曜日は、まず中小企業業種別振興臨時措置法案、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の二案について質疑を行ない、質疑終了の場合は討論採決を行ないます。次いで、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、商工会の組織等に関する法律案の二案について質疑を行ないます。明後二十一日木曜日は、明日の日程を継続して審議を行ないます。以上御了承をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十八分散会

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、商工会の組織等に関する法律案
(予備審査のための付託は三月二十一日)

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、電気工事技術者の国家試験制度創設に伴う特別措置に関する請願(第一七七八号)

一、貿易等の自由化対策に関する請願(第一八〇八号)

一、常磐地区の鉱害対策実施促進に関する請願(第一九〇九号)

一、計量法等の一部改正に関する請願(第一九一〇号)

第一七七八号 昭和三十五年四月一日受理

電気工事技術者の国家試験制度創設に伴う特別措置に関する請願

請願者 東京都台東区浅草島越

一ノ三五金杉電気工事

協同組合理事長 堀江

飯外七十五名

紹介議員 迫水 久常君

電気工事技術者検定制도가近く立法化を伝えられているが、検定期間の立法化に伴ない、永年の努力経験もいなく失職の憂き目に遭遇する者も出ることが予想され、重大な社会問題にもなりかねないから、これが立法化にあつては、(一)検定試験は国家一本に統一し通産大臣施行の国家試験とするこゝと、(二)旧電気工事人免許証所持者は

資格を復活して電気工事技術者として認めること、(三)電気工事実務経験三箇年以上にして現在電気工事に従事中の者は電気工事技術者として認めること等の実現を期せられたいとの請願。

第一八〇八号 昭和三十五年四月五日受理

貿易等の自由化対策に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋茅

場町二ノ四社団法人日

本中小企業団体連盟会

長 豊田雅孝

紹介議員 森 八三三君

貿易、為替の自由化がわが国産業界、

とくに中小企業に与える影響の重大性

にかんがみ、これが対策として、(一)

自由化実施は極力あと回しとし、急速

に中小企業の体質改善方策を講ずること、

さらに、自由化の実施に際して

は、大幅の予告期間を設けて自由化の

内容、対策を前もって関係業者に周知

徹底させること、(二)中小企業の国

際競争力を強化するため、市中金利の

引下げ、とくに歩積、兩建の肅正によ

つて市中の実質金利を引き下げると同

時に、政府関係金融機関の貸出金利引

下げについて特別の措置を講ずること、

(三)貿易、為替の自由化に伴な

う標準決済方式の緩和、撤廃は中小貿

易金融に至大の衝撃を与えるので、こ

れが対策について深じんなる考慮を払

うこと、(四)政府は民間関係諸団体

と協力して積極的な国産品愛用運動を

起こすこと、(五)貿易、為替の自由

化に伴ない独占禁止法の緩和を要請す

る傾向が大企業方面にあらわれている

が、わが国中小企業の現状にかんが

み、このような企図は厳にこれをさけ

ることを、(六)貿易、為替の自由化に

備えるため、中小企業者の共済による

不渡手形保険制度を創設すること、

(七)中小企業のすみやかなる資本蓄積

と体質改善を助長するため大幅減税等

を断行すること、(八)わが国中小企

業の製品と競合関係にはいるおそれ

のある品目の輸入自由化にあつて

は、保護関税を適用する等の措置を講ずること、(九)政府は、貿易、為替の自由化に備えるため中小企業対策に必要な諸経費をすみやかに補正予算として計上すること等の実現を期せられたいとの請願。

第一九〇九号 昭和三十五年四月七日受理

常磐地区の鉱害対策実施促進に関する請願

請願者 福島県議會議長 伊藤

誠

紹介議員 大河原一次君

福島県石城地方においては、鉱山の採

掘による鉱毒汚水あるいは地盤低下等

各種鉱害が発生し、農業用各種施設に

大きな被害を与え、農業生産上種々の

障害を生じ、農民の生産意欲を減退せ

しめており、その被害地は、平、内

郷、勿来、磐城各市、小川、遠野各

町、好間、田人両村の五市二町二村に

及び、被災施設等の復旧所要経費は、

ばく大な額に達し、今後においても、

わずかな降雨等に際し鉱害の発生が憂

慮され、ひとり農民ばかりでなく地域

住民の不安を高めており、まことに悲

惨な実態にあるから、常磐地区に対

し、臨時石炭鉱害復旧法の適用地域指

定を行ない、すみやかに復旧措置を講

ぜられたいとの請願。

第一九一〇号 昭和三十五年四月七日受理

計量法等の一部改正に関する請願

請願者 東京都中央区八重州三

ノ五横町ビル内社団法

人日本船用発動機協会

長 倉井敏磨

紹介議員 堀本 宜実君

現行計量法では工事の単位はワットだ

けに限定され、世界的に広く現用され

ている仏馬力(七十五キログラムメー

トル毎秒を一馬力とする)は廃止され

ることになつてゐるが、機械工事の商

用単位であり実用単位である「馬力」の

使用が停止されることは、機械工業の

発展と輸出の振興を妨げる原因となる

おそれがあるから、仏馬力を計量法に

追加存続するよう同法及び同施行法の

一部を改正せられたいとの請願。